

2024 年 12 月 26 日 一部改正
2024 年 7 月 23 日 技術委員会 審議
2024 年 12 月 26 日 国土交通大臣 認可

水バラスト記録簿の書式

改正対象

バラスト水管理設備規則

改正理由

2021 年 6 月の IMO 第 76 回海洋環境保護委員会（MEPC 76）において、業界内で水バラスト記録簿の記載における解釈があいまいであり船員の混乱を招いていることから、水バラスト記録簿の書式改正が提案された。

2023 年 7 月の IMO 第 80 回海洋環境保護委員会（MEPC 80）において、バラスト水管理条約の附属書 B-2 規則付録 II における水バラスト記録簿の書式改正（決議 MEPC.369(80)）が採択された。また、2024 年 4 月 26 日付国総海第 15 号により、これを担保するための国土交通省の所管する海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法令が改正された。

このため、決議 MEPC.369(80)及び国内法令の改正に基づき、関連規定を改める。

改正内容

バラスト水管理設備規則において、記録の対象となる操作手順及び各操作における記録項目を明確化する。

施行及び適用

2025 年 2 月 1 日から施行

ID: DX24-04

「水バラスト記録簿の書式」 新旧対照表

新	旧	備考
バラスト水管理設備規則 3 編 バラスト水管理のための設備 1 章 通則 1.2 水バラスト記録簿（附属書 B-2 規則関連） -1. 水バラスト記録簿には、少なくとも附属書付録Ⅱに定められた情報を記載し、次に掲げる操作について記録しなければならない。また、記載に際し <i>IMO</i> により作成されたガイドラインを考慮しなければならない。船上のバラスト水の容積は、立法メートルで概算されなければならない。 (1) <u>バラスト水を海洋から船上に取り入れる時（バラスト水取入れ操作）</u> (a) <u>開始日時及び場所（取入れ港又は緯度経度）</u> (b) <u>完了日時及び場所（取入れ港又は緯度経度及び取入れ時の当該水域の最小水深）</u> (c) <u>使用したバラストタンク</u> (d) <u>概算取入れ量及び船上で保持している最終合計量（m^3）</u> (e) <u>承認された有害水バラスト汚染防止措置手引書に従って実行されたかどうか</u> (f) <u>バラスト水の処理方法</u> (2) <u>バラスト水を海洋へ排出する時（バラスト水排出操作）</u>	バラスト水管理設備規則 3 編 バラスト水管理のための設備 1 章 通則 1.2 水バラスト記録簿（附属書 B-2 規則関連） -1. 水バラスト記録簿には、少なくとも附属書付録Ⅱに定められた情報を記載し、次に掲げる操作について記録しなければならない。 (1) <u>バラスト水取入れ操作</u> (a) <u>取入れ日時及び港湾又は施設の場所（港又は緯度経度）港外の場合は水深</u> (b) <u>概算取入れ量（m^3）</u> (c) <u>担当責任者の署名</u> (新規) (新規) (新規) (2) <u>バラスト水循環又は処理操作</u>	決議 MEPC.369(80)の取入れ

「水バラスト記録簿の書式」 新旧対照表

新	旧	備考
(a) <u>開始日時及び場所（排出港又は緯度経度）</u> (b) <u>完了日時及び場所（排出港又は緯度経度及び排出時の当該水域の最小水深）</u> (c) <u>使用したバラストタンク</u> (d) <u>概算排出量及び船上で保持している最終合計量 (m^3)</u> (e) <u>承認された有害水バラスト汚染防止措置手引書に従って実行されたかどうか</u> (f) <u>バラスト水の処理方法</u> (3) <u>内部循環又はタンク内処理によるバラスト水交換, 処理を行う時（常時）</u> (a) <u>バラスト水交換</u> i) <u>開始日時及び場所（緯度経度）</u> ii) <u>完了日時及び場所（緯度経度）</u> iii) <u>最寄りの陸地からの最短距離及びバラスト水交換時の当該水域の最小水深又は該当する場合は3編2章2.2に従った交換水域</u> iv) <u>承認された有害水バラスト汚染防止措置手引書に従って実行されたかどうか及びバラスト水交換方法（シークエンシャル方式, フロースルー方式又はダイリューション方式）</u> v) <u>使用したバラストタンク</u> vi) <u>バラスト水交換量及び船上で保持している最終合計量 (m^3)</u> vii) <u>取入れたバラスト水の処理方法</u> (b) <u>内部循環によるバラスト水処理又はタンク内処理</u>	(a) <u>操作日時</u> (b) <u>概算循環量又は処理量 (m^3)</u> (c) <u>有害水バラスト汚染防止措置手引書に従って実行されたかどうか</u> (d) <u>担当責任者の署名</u> (新規) (新規) (3) <u>海洋へのバラスト水排出操作</u> (a) <u>排出日時及び港湾又は施設の場所（港又は緯度経度）</u> (新規) (新規) (新規) (新規) (新規) (新規) (新規) (b) <u>推定排出量及び船内残存量 (m^3)</u>	

「水バラスト記録簿の書式」 新旧対照表

新	旧	備考
i) <u>開始日時</u> ii) <u>完了日時</u> iii) <u>使用したバラストタンク（該当する場合には移送前及び移送後のタンク）</u> vi) <u>処理したバラスト水の合計量（m^3）</u> v) <u>バラスト水の処理方法</u> (削除) (削除) (4) <u>港又はバラスト水受入施設から/へのバラスト水の取入れ又は排出</u> (a) <u>取入れ又は排出開始日時及び場所（施設名）</u> (b) <u>完了日時</u> (c) <u>実施した作業（取入れ又は排出）</u> (d) <u>使用したバラストタンク</u> (e) <u>合計量（m^3）及び船上で保持している最終合計量</u> (f) <u>承認された有害水バラスト汚染防止措置手引書に従って実行されたかどうか</u> (g) <u>船上のバラスト水の処理方法</u> (5) <u>バラスト水の偶発的な流出/流入或いはその他例外的な取入れ又は排出</u> (a) <u>流入/取入れ/流出の開始日時及び場所（港湾名又は緯度経度）</u> (b) <u>完了日時</u> (c) <u>実施した作業（流入、取入れ又は流出）</u> (d) <u>使用したバラストタンク</u> (e) <u>船上で保持している合計量（m^3）</u>	(新規) (新規) (新規) (新規) (新規) (c) <u>有害水バラスト汚染防止措置手引書に従って実行されたかどうか</u> (d) <u>担当責任者の署名</u> (4) <u>バラスト水受入施設へのバラスト水処理操作</u> (a) <u>取入れ日時及び場所</u> (b) <u>排出日時及び場所</u> (c) <u>港湾又は施設名</u> (d) <u>概算排出又は取入れ量（m^3）</u> (e) <u>バラスト水受入施設への排出の状況、理由及び概要</u> (f) <u>有害水バラスト汚染防止措置手引書に従って実行されたかどうか</u> (g) <u>担当責任者の署名</u> (5) <u>バラスト水の偶発的又は例外的排出操作</u> (a) <u>発生日時</u> (b) <u>発生時の港湾又は船舶の位置</u> (c) <u>概算排出量（m^3）</u> (d) <u>取入れ、排出、流出又は損失の状況、理由及び概要</u> (e) <u>有害水バラスト汚染防止措置手引書に従って実</u>	

「水バラスト記録簿の書式」 新旧対照表

新	旧	備考
(f) <u>流入, 取入れ, 流出又は損失の状況, 理由, 処理方法及び概要</u> (6) <u>有害水バラスト処理設備の障害及び作動不能（障害及び作動不能とは, D-2 基準（通常の情報及び警報を除く）に適合できない有害水バラスト処理設備の故障, 停止又は決定的な故障警報を含む。）</u> <u>(a) 有害水バラスト処理設備の障害が発生した日時及び場所（港湾名又は緯度経度）</u> <u>(b) 実施した操作（取入れ又は排出）</u> <u>(c) 問題の詳細（警報の種類又はその他状況の詳細）</u> <u>(d) 有害水バラスト処理設備が復旧した時の日時及び場所（港湾名又は緯度経度）</u> (7) <u>バラストタンクの清掃/フラッシング, 沈殿物の除去及び廃棄</u> <u>(a) バラストタンクの清掃/フラッシング, 沈殿物の除去又は廃棄を開始した日時及び場所（港湾名又は緯度経度）</u> <u>(b) バラストタンクの清掃/フラッシング, 沈殿物の除去又は廃棄を完了した日時及び場所（港湾名又は緯度経度）</u> <u>(c) 対象バラストタンク（有害水バラスト汚染防止装置手引書に従ったバラストタンク名称）</u> <u>(d) バラスト水受入施設への排出又は廃棄（合計量（m^3）及び施設名）</u> <u>(e) 有害水バラスト汚染防止措置手引書に従った海洋への廃棄又は排出（合計量（m^3）, 最も近い陸地からの最短距離（海里）及び当該水域の最小水深（m））</u>	<u>行されたかどうか</u> (f) <u>担当責任者の署名</u> (新規) (新規)	

「水バラスト記録簿の書式」 新旧対照表

新	旧	備考
(8) 追加の操作手順及び概要 附 則 1. この規則は、2025 年 2 月 1 日から施行する。	(6) 追加の操作手順及び概要	